平成 27 年 5 月 26 日

建築確認申請手数料の変更について

（一財）愛知県建築住宅センター
事業本部　確認審査課

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成２７年６月１日からの構造計算適合性判定制度の改正を受け、同日以降に申請される確認申請手数料を下記のとおり変更させていただきます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 変更内容について

構造計算適合性判定手数料に関する記述を削除させていただきます。

また、令第９条の３における確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準（いわゆるルート２）による確認申請については、当センターの規則第 3 条の 13 における特定建築基準適合判定資格者である確認検査員（ルート２確認検査員という）が審査しますので、指定構造計算適合性判定機関等で行う構造計算適合性判定が不要となるため申請手数料はいただきません。

2. 新・確認申請手数料

単位（円）

	構造計算なし	構造計算あり
100m² 以内	15,000 7,500	30,000 15,000
100m² を超え 200m² 以内	20,000 10,000	35,000 17,500
200m² を超え 500m² 以内	30,000 15,000	55,000 27,500
500m² を超え 1,000m² 以内	45,000 22,500	80,000 40,000
1,000m² を超え 2,000m² 以内	72,000 36,000	107,000 53,500
2,000m² を超え 10,000m² 以内	200,000 100,000	235,000 117,500
10,000m² を超え 50,000m² 以内	360,000 180,000	395,000 197,500
50,000m² を超える	700,000 350,000	735,000 367,500

※　赤字は設計性能評価申請と併せて行う場合。
※　避難安全検証法に係る建築物は 30,000 円加算となります。
※　耐火性能検証法に係る建築物は 30,000 円加算となります。
※　限界耐力計算の審査手数料については、別途必要になります。
※　平成 19 年 6 月 19 日以前に確認されかつ工事着工されているもので平成 19 年 6 月 20 日以降に計画変更確認申請がされた手数料については、平成 19 年 6 月 19 日までの手数料を適用します。
※　移転、大規模の修繕、大規模の模様替及び用途変更の申請手数料は申請部分の床面積の 1/2 を手数料算定の対象面積とします。
※　計画変更申請手数料は、平成 11 年 4 月 28 日付建設省住指発第 202 号第 4-1 に示された方法で申請対象面積を算定します。尚、計画変更にかかる変更事項が、昇降機・定期報告対象の建築設備、工作物、製造・貯蔵・遊戯施設の場合は床面積に関わらず 6000 円です。
※　確認申請に変更・訂正などが生じた場合は、軽微な内容を除き再申請をしていただくことになります。
※　東日本大震災により被害を受けられた方を対象に申請手数料を減免します。詳しくはお問い合わせください。
※　１敷地に 構造計算あり と 構造計算なし を同時に申請する場合、又は、１敷地に 構造計算ありと構造計算あり を同時に申請する場合の構造計算手数料の算定方法はＨＰにてご確認ください。